

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

県有林の産物売払規程の一部を改正する告示

県有林の産物売払規程（昭和40年岩手県告示第359号の2の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(売払代金の納入期限)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 課長等は、産物を買受けた者（以下「買受人」という。）が前項の納入期限を経過しても売払代金を納入しないときは、当該未納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年<u>3.6パーセント</u>以内の割合で計算した違約金を徴収することができる旨の約定をすることができる。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 課長等は、履行延期の特約をした買受人が、当該履行延期の特約に係る延納代金を納入期限までに納入しないときは、当該延納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年<u>3.6パーセント</u>以内の割合で計算した違約金を徴収することができる旨の約定をすることができる。</p> <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の搬出期限は、産物の<u>売買契約の締結をした日の翌日から起算して6月（立木にあつては、<u>2年（当該立木に占めるアカマツの割合が2分の1以上である場合にあっては、3年）</u>）を超えてはならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 課長等は、前項の申請書が提出された場合は、第1項の搬出期限の翌日から起算して3月（立木にあつては<u>6月</u>）を限度として、その延長を承認することができる。</p> <p>(搬出延期料)</p> <p>第10条 課長等は、前条第4項で定める承認をする場合において、当該延長日数につき、搬出未済産物に相当する金額に対して年<u>10.75パーセント</u>の割合で計算した搬出延期料を徴収しなければならない。</p>	<p>(売払代金の納入期限)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 課長等は、産物を買受けた者（以下「買受人」という。）が前項の納入期限を経過しても売払代金を納入しないときは、当該未納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年<u>3.7パーセント</u>以内の割合で計算した違約金を徴収することができる旨の約定をすることができる。</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 課長等は、履行延期の特約をした買受人が、当該履行延期の特約に係る延納代金を納入期限までに納入しないときは、当該延納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年<u>3.7パーセント</u>以内の割合で計算した違約金を徴収することができる旨の約定をすることができる。</p> <p>(搬出期限及び搬出期限の延長)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の搬出期限は、産物の<u>引渡しを完了した日から起算して6月（立木にあつては、<u>3年</u>）を超えてはならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 課長等は、前項の申請書が提出された場合は、第1項の搬出期限の翌日から起算して3月（立木にあつては<u>1年</u>）を限度として、その延長を承認することができる。</p> <p>(搬出延期料)</p> <p>第10条 課長等は、前条第4項で定める承認をする場合において、当該延長日数につき、搬出未済産物に相当する金額に対して年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した搬出延期料を徴収しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の県有林の産物売払規程の規定は、この告示の施行の日以後に締結される売買契約について適用し、同

日前に締結された売買契約については、なお従前の例による。